

原議保存期間	30年(令和35年3月31日まで)
有効期間	一種(令和35年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙保発第14号  
令和4年4月14日  
警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について(通達)銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第34号。別添参照。以下「改正府令」という。)が本日公布され、本年5月13日から施行されることとなった。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)を「規則」という。

## 記

### 1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)上、銃砲若しくはクロスボウ(以下「銃砲等」という。)又は刀剣類の所持の許可又は銃砲等の所持の許可の更新を受けようとする者(以下「許可申請者等」という。)で年齢が75歳以上のものは、都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う認知機能検査を受けなければならない(法第4条の3第1項及び第7条の3第3項)、都道府県公安委員会は、この検査の結果が法第4条の3第2項の内閣府令で定める基準に該当する者に対し、その者が認知症であるかどうかについて、医師の診断を受け、診断書を提出すべきことを命ずることができる(法第4条の3第2項及び第7条の3第3項)、当該診断の結果、その者が認知症である場合には、銃砲等又は刀剣類の所持の許可の欠格事由に当たることとなる。

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)上の認知機能検査に関しては、令和2年度に警察庁が実施した「改正道路交通法(高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格の見直し)の施行に向けた調査研究」において、認知機能検査の簡素化等についての検討等が行われたところ、現在のスクリーニング機能の精度を維持しつつ、実施者及び受検者の負担を軽減する方策が示され、道交法上の認知機能検査の方法等について見直しが行われた。これを踏まえ、道交法上の認知機能検査と同様の方法等により実施している法上の認知機能検査についても同様の見直しを行うこととしたものである。

なお、道交法上の認知機能検査の方法等は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第7号)により改正が行われ、本年5月13日から施行される。

### 2 内容

(1) 法第4条の3第1項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)に基づ

き規則第14条で定める認知機能検査の方法から時計描画を削除するとともに、法4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）に基づき規則第15条で定める基準を、次の式により算出した数値が36未満であることに改めることとした。

$$1. 336 \times A + 2. 499 \times B$$

この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 規則第14条第1号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

- 1 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、5
- 2 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、4
- 3 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、3
- 4 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、2
- 5 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が30未満の場合には、1

B 規則第14条第2号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 1 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に2を乗じて得た数値
- 2 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に1を乗じて得た数値

(2) 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により運転免許取得者等検査が新設され、運転免許取得者等検査を自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、当該運転免許取得者等検査について、道交法上の認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合している旨の認定を受けることができることとされた。規則第16条第2項において、許可申請者等から道交法上の認知機能検査を受けたことを証明する書類の提示があった場合は、法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととされているところ、許可申請者等から当該認定を受けた運転免許取得者等検査を受けたことを証明する書類の提示があった場合についても同様に、法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととした。

(3) 改正府令の施行前に受けた認知機能検査（道交法上の認知機能検査を含む。）の結果については、施行後においても、改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）に規定する基準に従って取り扱うこととした。

### 3 運用上の留意事項

本改正により、法上の認知機能検査を受けたものとみなされる検査として運転免許取得者等検査が追加される所、道交法上の認知機能検査の取扱いと同様、必要に応じ交通部門への照会を実施するなど、引き続き適切な審査を行われたい。

別添（略）

※ 当初掲載したものに一部誤りがありましたので再掲載しております。  
（令和4年4月28日付け）